

住まい・街づくり

「住まい・まち学習」セミナー・相談会

内容／①「RECRUIT SUUMO編集長が語る。最新！不動産動向」②「親の不動産相続を『重荷』から『家宝』にするための3つの秘訣」③相談会 日9月7日(日)①②午後1時30分～4時③午後4時～5時

場 三茶しゃれなあどホール
講 ①池本洋一(SUUMO編集長)②菊地則夫(税理士)
申 9月5日までに、電話で住まいサポートセンター(☎5432-2532 ☎5432-3040)へ 先着①②各50人③20組

マンション管理講座・相談会

内容／①上手な修繕積立金②相談会 日9月14日(日)①午後1時30分～3時②午後3時～4時 場 成城ホール 講 松岡康榮(マンション管理士)
申 9月12日までに、電話で住まいサポートセンター(☎5432-2532 ☎5432-3040)へ 先着①40人②8組



▲前回の様子

障害のある方

緊急介護人を派遣します

保護者または家族が、病気、事故、冠婚葬祭、その他やむを得ない事情等で、障害者(児)の介護ができない場合、介護人を派遣するか、介護人宅で障害者を介護します(介護人には、親族以外の知り合いの方を推薦することもできます)。内容／外出時の付き添い、家事、買い物、身の回りの世話等 対 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性麻痺④進行性筋萎縮症の方 介護時間／午前7時～午後10時の間で必要な時間帯 派遣時間／1回2時間以上で月20時間まで 費用／無料(外出に伴う交通費は自己負担)

●介護人募集

在宅で、障害のある方を一時的に介護して下さる方を募集しています。性別・資格は問いません。グループで活動している方も個人で登録できます。都合のよい時間を、あらかじめお知らせ下さい。手当／1回2時間以上で1時間1000円を区から支給(交通費を含む)
問 総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 ☎5432-3049、北沢 ☎3323-1734 ☎3323-9925、

玉川 ☎3702-2092 ☎5707-2661、砧 ☎3482-8198 ☎3482-1796、烏山 ☎3326-6115 ☎3326-6154)

**障害のある方への手当～申請を
していない方は早めに手続きを**

①心身障害者福祉手当

対 下表の障害程度に該当する方

障害程度	手当(月額)
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度 ●進行性筋萎縮症 ●脳性麻痺 	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方及び20歳未満の方は1500円
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳3級 ●愛の手帳4度 	7500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円
指定難病(83疾病)にかかり、②医療券等を所持している方	1万5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は、受給できません
指定難病(83疾病)にかかり、②医療券等を所持し、かつ、次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1～3級 ●愛の手帳1～4度 ●進行性筋萎縮症 ●脳性麻痺	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円

※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方は受給できません。本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。指定難病(83疾病)にかかり、生活保護を受給されている方は、別途ご相談下さい。

②特別障害者手当

対 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、かつ、それらが重複している方。または、これらと同等の疾病、精神障害のある方) 手当月額／2万6000円

※施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院をしている方は受給できません。本人または扶養義務者の年間所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

③障害児福祉手当

対 重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方(身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度の一部、または、これらと同等の疾病、精神障害のある方) 手当月額／1万4140円
※施設に入所中の方、障害を理由

とする公的年金を受けている方は受給できません。本人または扶養義務者の年間所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

④重度心身障害者手当

対 重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに該当する方①重度の知的障害で著しい精神症状がある②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体障害が重複している③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある 手当月額／6万円
※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は受給できません。

備 認定された場合、①④は申請月分から、②③は申請の翌月分から支給します。手続きについては、いずれも「障害者のしおり」をご覧ください。
※各手当受給中の方で、支給要件を満たさなくなった場合は必ず届け出て下さい。手当を不正に受けたり、届け出の遅れ等により誤って支払われた場合は、返還していただきます。

問 総合支所保健福祉課(☎・☎は、前記「緊急介護人を派遣します」の記事参照)、障害施策推進課 ☎5432-2388 ☎5432-3021

**小児慢性特定疾患児の方に
日常生活用具の給付を行います**

対象品目／特殊寝台等15品目
備 所得に応じて一部負担あり。児童福祉法、障害者総合支援法の対象者は、当該法を優先。
問 総合支所保健福祉課(☎・☎は、前記「緊急介護人を派遣します」の記事参照)

就労を目指す障害者のIT実務講習会

対 区内在住で障害のある方
日 10月～27年3月の①毎週水曜②毎週土曜いずれも午前10時30分または午後1時30分からの2時間
場 ひまわり荘 受講料／2万円
備 9月24日(水)午前10時45分～正午に説明会あり(要参加)。
担当=障害者地域生活課
申 9月1日から20日午後4時まで、電話またはファクシミリ(記入例参照)でNPO法人ウィーキャン 世田谷(☎・☎6804-7935)へ 選考①②各2人

障害者パソコン教室「メール」

対 区内在住で、パソコンで簡単な文字入力ができる、障害者手帳をお持ちの方(視覚障害者の方は対

象ではありません)
日 9月5～26日の毎週金曜午後1時30分～3時30分(全4回)

場 総合福祉センター
備 初めての方優先。手話通訳あり。送迎なし。
申 8月22日までに、電話またはファクシミリ(記入例参照)で総合福祉センター(☎5376-3412 ☎5376-3418) 抽選10人

健康・衛生

**10月1日より2つのワクチンが
定期予防接種になります**

①水痘予防ワクチン(無料)

対象の方には9月下旬ごろに案内を送付します。
対 1歳から3歳に至るまでの方 ※26年度に限り、3歳から5歳に至るまでの方も接種できます(27年3月31日まで。既接種者は対象外)。上記期間内であっても5歳になった方は定期予防接種として接種することができなくなりますのでご注意ください。

②高齢者肺炎球菌ワクチン

対象の方には9月下旬ごろに案内を送付します(接種期限は27年3月31日まで)。今後、26～30年度は5歳刻みの実施となります。
対 26年度に①65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方(101歳以上は26年度のみ)②60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器障害・HIVによる免疫機能障害により身体障害者手帳(1級相当)をお持ちの方(10月以降要申し込み) 自己負担額／4000円(生活保護・中国残留邦人等支援受給中の方は免除) ※23価肺炎球菌ワクチン接種済の方は対象外。

備 この変更に伴い、70歳以上の方の予防接種費用助成制度は9月30日までとなります。10月1日以降は、26年度に66～69歳となる方に3000円を助成します(10月以降要申し込み)。

問 世田谷保健所感染症対策課 ☎5432-2437 ☎5432-3022

有毒植物や毒キノコに気をつけましょう

植物の中には、食用になるもの、薬用になるものがある一方、毒を持つものも多くあります。こうした有毒植物による食中毒が、毎年各地で発生しており、昨年は死亡事故も1件ありました。

また、キノコ狩りのシーズンには、毒キノコによる食中毒も多く発生しています。

あいまいな知識で、安易に野草や野生のキノコを食べることや、人にあげることはやめましょう。

問 世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2903 ☎5432-3054